

(仮称) 南区複合庁舎整備事業地質調査ほか業務仕様書

■ 特 記 仕 様 書 ■

1. 業務の目的

本業務は、(仮称) 南区複合庁舎整備基本計画策定に向けた現地調査資料を作成するものである。

2. 業務場所

まこまる敷地(旧真駒内緑小学校)
南区真駒内幸町2丁目

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月6日とする。

4. 業務内容

- ・地質調査
- ・現況図作成

5. 電子納品

1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、成果品は、電子データを電子媒体(CD-R、DVD-R 等)で2部提出する。提出内容については、担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

2) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

3) 図面データについては、本市で使用しているJW-CADのバージョンを担当職員に確認し、同ソフトにおいて文字化け、フォントサイズによるずれ等が発生しないよう、成果品を作成すること。

また、図面内に図表を配置する場合は、併せて元データを提出すること。

6. 納入成果品

納入成果品は以下のとおりとする。

報告書	製本1部、電子データ1式
	電子媒体での納入についてはPDF形式および、広く一般に使用されている形式(Word、Excel 等)とする。

7. 個人情報の取り扱い

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。また、業務期間中に於いて、毎月初めに「個人情報取扱状況報告書」を委託者に提出し、委託者の確認を得ること。

8. 設計根拠等

設計計算等において、その決定根拠及びそれに基づく文献等(頁)については明確にすること。

9. 環境負荷低減への取り組み

業務の遂行にあたっては、「さっぽろ地球環境憲章」や「地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編」の趣旨に配慮した作業計画を立案すること。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/shuto_sengen/index.html)

なお、工法の選定に際しても、十分に周辺環境への影響に配慮すること。

また、本業務に係る物品の使用等については、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づいて行うこと。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

10. その他・参考資料

- ・ 業務内容について、不明な点、疑義等が生じた場合は、担当職員と協議すること。
- ・ 本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・ 交通規制等を伴う場合は、交通管理者との協議のうえ道路使用許可を取得し、それに定められた通りの時間内にて作業を完遂すること。また保安施設の設置についても、上記同様、事前に交通管理者の道路使用許可を受け、交通状況に応じた適切な配置を行い安全管理に努めること。

■ 特 記 仕 様 書（地質調査） ■

1. 目的

本調査は、（仮称）南区複合庁舎を整備するための業務発注に必要な地質条件の把握を行うことを目的としている。

2. 調査位置

調査位置については、添付位置図及び現地条件、既存周辺資料等を勘案の上、担当職員と協議し決定すること。

なお調査地への立入りにあたっては、調査日時・人員などを事前に担当職員に報告し承諾を得ること。

3. 調査方法

調査方法については、各要領・指針等により適切に行うこと。また、業務計画書に記載し担当職員の承諾を得ること。

4. 調査内容

調査内容を以下に示す。なお、調査深度や試験内容および試験数などは現地の地質状況により変更することがあるため、実施に当たっては担当職員と打ち合わせを行うこと。

- ・土質ボーリング 2孔 20m
- ・標準貫入試験 計40回
- ・土質試験 1式
- ・解析等調査 1式

表. 調査内容一覧表（概数）

作業項目	規格	数量
土質ボーリング	φ86mm 粘性土・シルト	5 m
	φ86mm 礫混じり土砂	7 m
	φ66mm 礫混じり土砂	18m
	φ66mm 玉石混じり土砂	10m
サウンディング及び原位置試験	標準貫入試験 粘性土・シルト	4 回
	標準貫入試験 礫混じり土砂	26 回
	標準貫入試験 玉石混じり土砂	10 回
	孔内水平載荷試験 普通載荷	1 回
	現場透水試験	1 回
土質試験	密度試験	3 試料
	含水比試験	3 試料
	粒度試験 砂質土	3 試料
解析等調査		一式

※参考詳細数量等は、添付内訳書のとおり

5 仕様書

「札幌市地質・土質調査業務共通仕様書」（令和7年4月改定版）

（財政局工事監理室 HP（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/gizyutu_kijun/tisitu_dositu_siyousyo.html）参照）による）

■ 特 記 仕 様 書（現況図作成） ■

1. 目的

本業務は、（仮称）南区複合庁舎整備予定地の現況図を作成する業務である。

2. 業務方法

業務方法については、業務計画書に記載し担当職員の承諾を得ること。

3. 業務内容

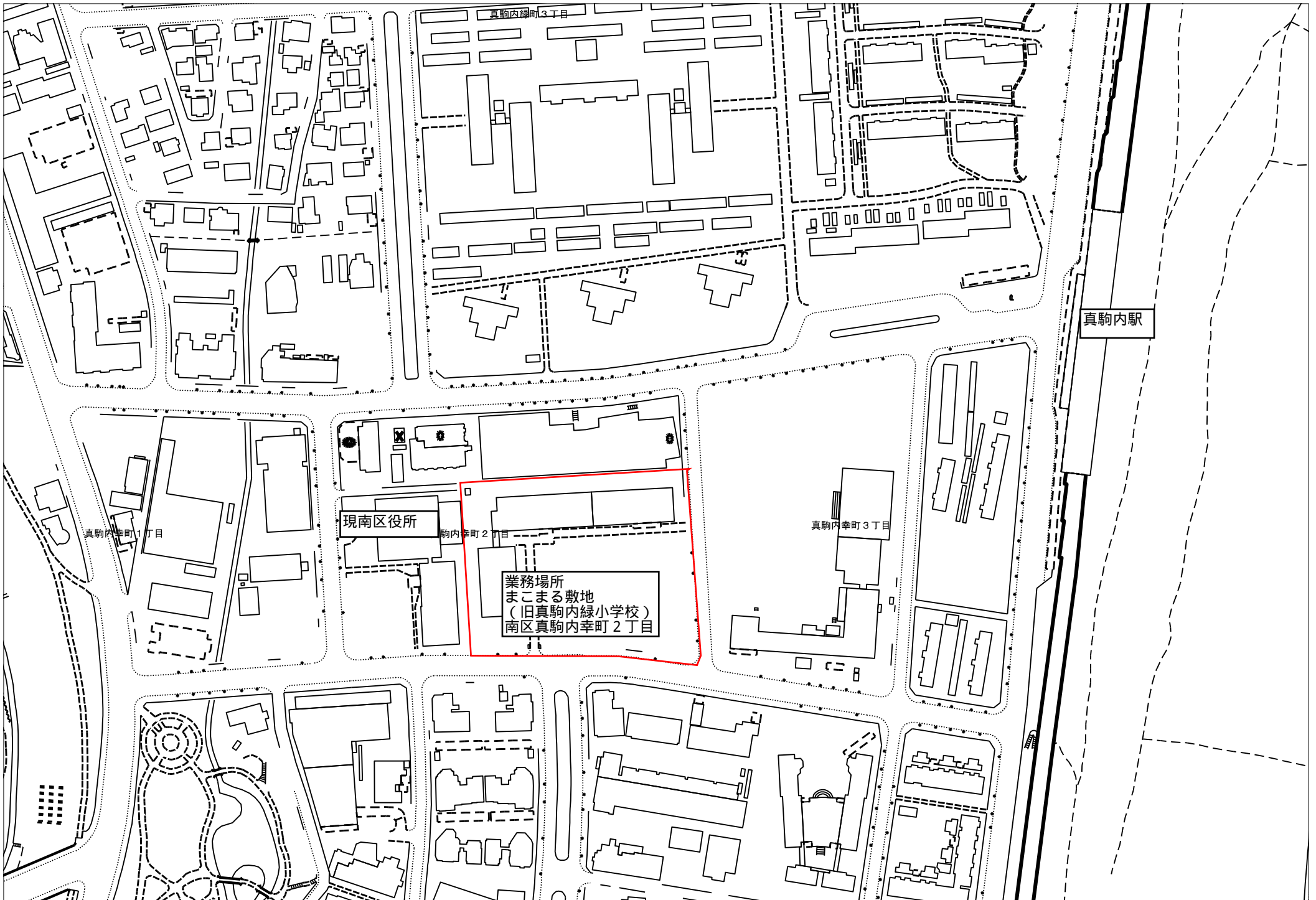
業務内容を以下に示す。実施に当たっては担当職員と打ち合わせを行うこと。

○4 級基準点測量

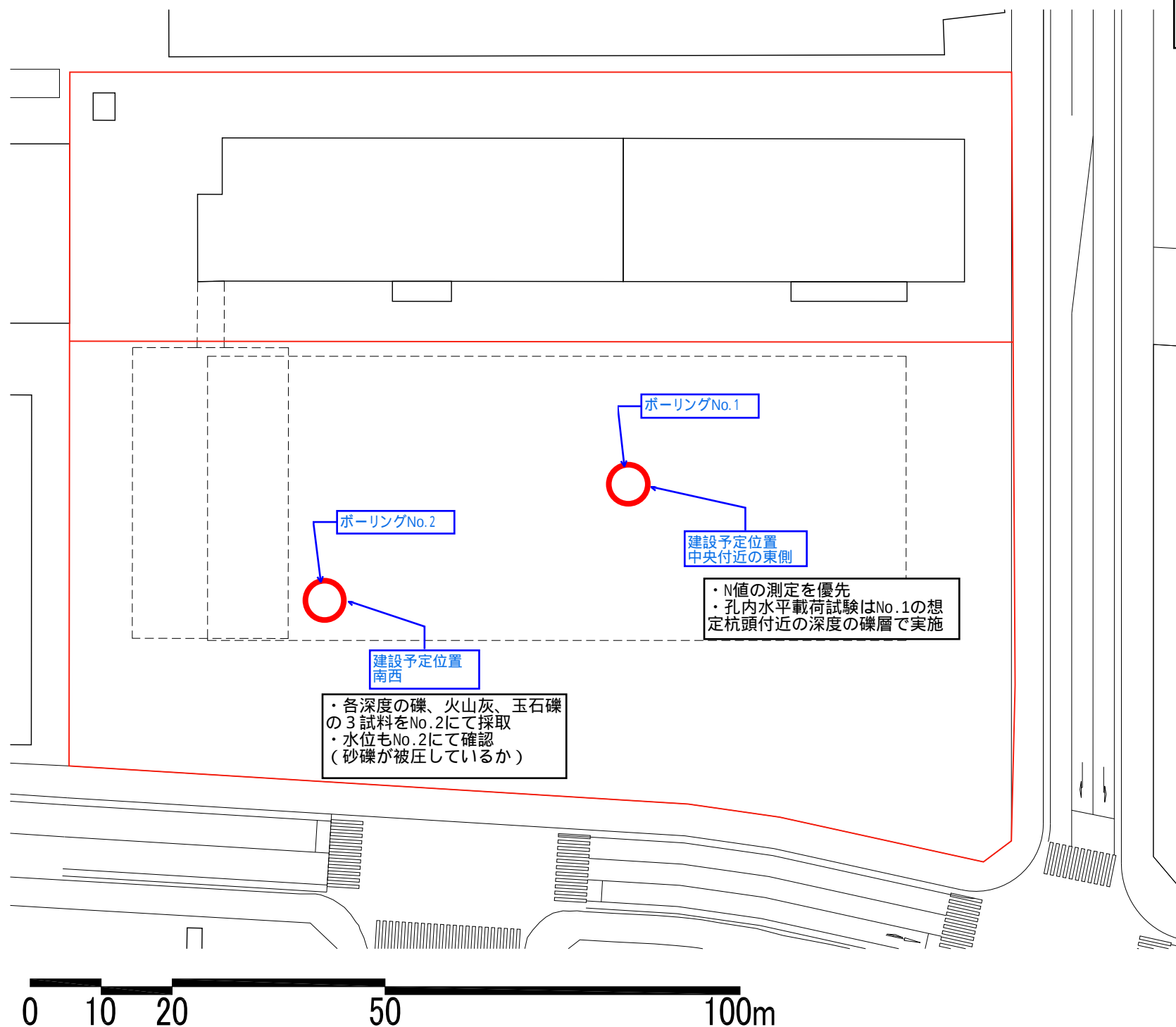
- ・ 6 点の測定（添付位置図参照）

○単点測量及び現況図作成（測量範囲：約 1.34ha 添付図面参照）

- ・ 敷地内の支障物（築山や樹木等）の位置や大きさを調査し現況図に反映すること。
- ・ 現況図には、写真等を添付し現況が分かるように作成すること。
- ・ 敷地内の高さ（標高）や隣地との高低差について調査し現況図に反映すること。
- ・ 隣地への越境物の確認を可能な範囲で行うこと。



地質調査位置図



積 算 書

役務名 (仮称)南区複合庁舎整備事業地質調査ほか業務

総 括 表

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
地質調査費					
一般調査業務価格	式	1			
解析等調査費	式	1			
小計	式	1			
現況図作成業務	式	1			
計					
業務価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			
委託料	式	1			

積算内訳書

項目	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
○地質調査業務						
一般調査業務費		式	1			
直接調査費		式	1			
機械ボーリング		式	1			
土質ボーリング（ノコア）φ86mm	粘性土・シルト 鉛直下方向（50m以下）	m	5			
土質ボーリング（ノコア）φ86mm	礫混じり土砂 鉛直下方向（50m以下）	m	7			
土質ボーリング（ノコア）φ66mm	礫混じり土砂 鉛直下方向（50m以下）	m	18			
土質ボーリング（ノコア）φ66mm	玉石混じり土砂 鉛直下方向（50m以下）	m	10			
サウンディング及び原位置試験		式	1			
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	4			
標準貫入試験	礫混じり土砂	回	26			
標準貫入試験	玉石混じり土砂	回	10			
孔内水平載荷試験	普通載荷	回	1			
現場透水試験	ケーシング法 GL－10m以内	回	1			
土質試験		式	1			
土粒子の密度試験		試料	3			
土の含水比試験		試料	3			
土の粒度試験	砂、砂質土、試料0.5kg～2kg	試料	3			
解析等調査	資料整理とりまとめ	式	1			土質ボーリング2本
間接調査費		式	1			
運搬費		式	1			
準備費		式	1			
準備及び跡片付け		業務	1			
調査孔閉塞		箇所	2			
仮設費	足場仮設	式	1			
安全費		式	1			
環境保全（仮囲い）		箇所	2			
旅費交通費		式	1			
施工管理費		式	1			
直接経費（一般調査）		式	1			
電子成果品作成費		式	1			
電子成果品作成費		式	1			
国土地盤情報データベース検定費		本	2			
間接費	諸経費	式	1			
解析等調査業務価格						
直接原価		式	1			
解析等調査	資料整理とりまとめ	式	1			
打合せ	打合せ協議・解析等調査打合せ	式	1			
その他原価		式	1			
一般管理費等		式	1			
○現況図作成業務						
直接測量費		式	1			
4級基準点測量	任意座標	点	6			
単点測量	現況補足 標高付け含む	式	1			
直接経費	旅費交通費	式	1			
間接測量費	諸経費	式	1			

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報他を漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。